

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成26年 6 月 20 日

金 曜 日

第 3778 号

目 次

告 示

○土地改良区の定款変更の認可 1

公安委員会告示

○富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正

公 告

○土地改良区の役員の就退任 2

○富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施 5

告 示

富山県告示第311号

土地改良区の定款変更の認可について

入善土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、平成26年 6 月 13 日認可した。

平成26年 6 月 20 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県公安委員会告示第83号

富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正について

富山県公安委員会が行う交通規制について（昭和46年富山県公安委員会告示第 125号）の一部を次のように改正し、平成26年 6 月 21 日から施行する。

平成26年 6 月 20 日

富山県公安委員会

委 員 長 高 橋 卓 朗

別表第 1 (1)通行禁止

高岡市の項第 102号を次のように改める。

102	県道 戸出停車場 線 市道 戸出町二丁 目 5 号線 市道 戸出町二丁 目 戸出光明 寺 1 号線	高岡市戸出町二丁目 2-33先 戸出北町交差点から 同 戸出光明寺 391 藤井 正方先まで	1,530	終日	大型貨物 等	
-----	--	---	-------	----	-----------	--

南砺市の項第12号を次のように改める。

12	県道 池尻福野線 県道 安居福野線	南砺市福野1621-15先 上町交差点から 同 寺家新屋敷 453先 福野小学校前交差点まで	610	終日	大型等	
----	----------------------------	---	-----	----	-----	--

別表第 1 (3)一方通行

滑川市の項第 1 号を次のように改める。

1	滑川市田中町16-2ファミリーマート滑川 田中町店先から同市田中新町39-4 滑川農 協会館西角までに至る市道田中新線は、同 順路の進行方向の一方通行とする。		50	終日	自動車・ 原付	
---	--	--	----	----	------------	--

別表第 8 (1)車両の駐車禁止

富山市の項第 330号を次のように改める。

330		削 除				
-----	--	-----	--	--	--	--

~~~~~  
公 告  
~~~~~

土地改良区の役員の退任

上市川沿岸土地改良区の役員であった次の者が平成26年5月31日退任した旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公

告する。

平成26年6月20日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	富 樫 隆	中新川郡上市町北島1001番地

土地改良区の役員の退任

福光町土地改良区の役員であった次の者が平成26年5月23日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成26年6月20日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	桃 野 忠 義	南砺市広谷 131番地
同	荒 井 武 光	同 久戸 535番地
同	片 山 新 二	同 遊部 825番地
同	加 藤 善 躬	同 舘 385番地
同	南 保 光	同 鍛治 168番地
同	蓮 野 憲 一	同 土生新 978番地
同	竹 中 正 昭	同 高宮 1092番地
同	棚 田 善 一	同 八幡 21番地
同	木 村 伊 徳	同 大西 100番地
同	中 澤 智 宣	同 吉江野 210番地
同	竹 田 利 博	同 坂本 170番地
同	北 島 健 一	同 赤坂 60番地
同	石 崎 耕 三	同 福光 1141番地 1
同	島 田 正	同 人母 383番地
同	吉 尾 正 光	同 嫁兼 233番地

同	西田久信	同	岩木	285番地
同	川邊邦明	同	才川七	896番地
監事	村田幸雄	同	荒木	1160番地
同	浅野清治	同	福光新町	93番地
同	常本啓文	同	小坂	590番地

土地改良区の役員の就任

福光町土地改良区の役員に次の者が平成26年5月24日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成26年6月20日

富山県知事 石井 隆 一

職名	氏名	住 所
理事	桃野忠義	南砺市広谷 131番地
同	荒井武光	同 久戸 535番地
同	竹中正昭	同 高宮 1092番地
同	加藤善躬	同 舘 385番地
同	吉尾正光	同 嫁兼 233番地
同	荒山 進	同 山田 188番地
同	山岸登志雄	同 法林寺1100番地
同	奥野忠志	同 土生新1168番地
同	南保光	同 鍛冶 168番地
同	木村伊徳	同 大西 100番地
同	川邊邦明	同 才川七 896番地
同	棚田善一	同 八幡 21番地
同	中澤智宣	同 吉江野 210番地
同	石崎耕三	同 福光 1141番地 1
同	木戸耕作	同 下野 315番地
同	島田 正	同 人母 383番地

同	竹田利博	同	坂本	170番地
監事	天池修	同	殿	1100番地
同	西村重一	同	竹林	5番地
同	小町隆幸	同	高窪	926番地

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成26年6月20日

富山県知事 石井 隆 一

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品等の名称及び数量
富山県立大学証明書自動発行システム 一式
- (2) 借入物品等の規格、機能、性能等
入札説明書による。
- (3) 借入期間
平成26年9月1日から平成31年8月31日まで（60箇月）
- (4) 借入場所
入札説明書による。
- (5) 借入条件
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成26年富山県告示第163号）第1の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 入札日前5年以内に、本学と同規模以上の大学で本件入札に付する事項に類似するシステムについて導入した実績を有する者であること。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を入札書に添えて、入札書の提出期限までに、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒 939-0398 富山県射水市黒河5180番地
富山県立大学総務課経理管財係
電話 0766-56-7500(代)

(2) 入札説明書の交付方法

平成26年6月20日から平成26年6月30日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札書の提出期限

平成26年7月1日 午後5時

(4) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時 平成26年7月16日 午前10時

(2) 開札場所 〒 939-0398 富山県射水市黒河5180番地

富山県立大学合同棟1階L 110会議室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を 4 の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の 1 箇月分の賃借料の金額とする。
- (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3 の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) その他詳細は、入札説明書による。